HATCH TECHNOLOGY NAGOYA 2025

先進技術社会実証支援事業

「課題提示型支援事業」

募　集　要　項

先進技術社会実証支援事業（Hatch Technology NAGOYA）とは、
名古屋市において先進技術の有用性を広く周知するとともに、
先進技術の研究開発や社会実装を促進するため、
社会実証にかかる支援等を実施するものです。

【受付期間　令和７年６月12日～７月13日】

名古屋市経済局次世代産業振興課

1 事業の目的

先進技術社会実証支援事業「Hatch Technology NAGOYA」は、先進技術を有する企業等（以下「事業者」という。）による社会実証を支援することにより、先進技術の研究開発や社会実装を促進するものです。

「Hatch」とは、「かえす、孵化する」を意味します。この名古屋から、先進技術という卵を、社会実装という形でどんどん「孵化」させていくことを目指します。

2 課題提示型支援事業の概要

名古屋市（以下「本市」という。）が提示する行政課題及び社会課題（一般・グリーン化・ＤＸ）に対して、先進技術を活用した解決策を有する事業者を広く募集し、実証プロジェクトとして選定します。

選定した実証プロジェクトについては、事業者に対して実証に係る費用の一部負担や実証に必要な調整等の支援を行います。

＜事業実施体制＞

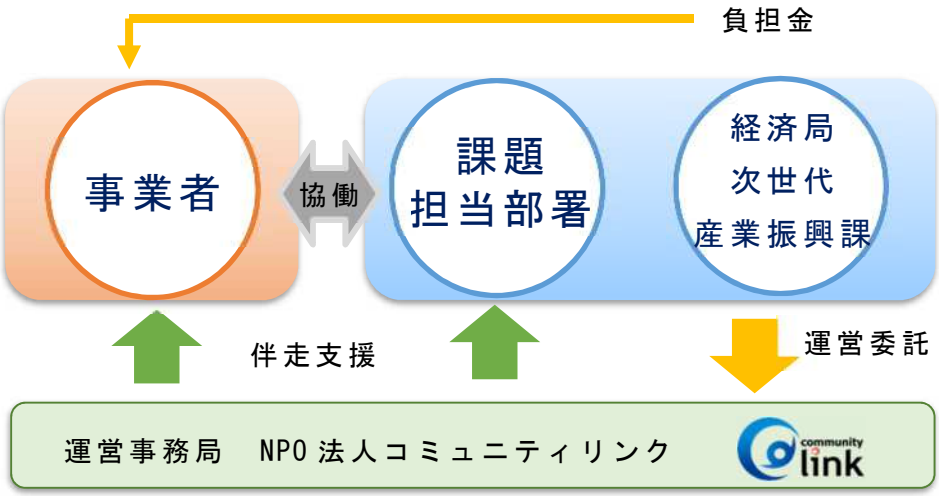

3 支援内容

(1) 負担金（支援金）による支援をします。（詳細は5ページ参照）

(2) 実証を実施するにあたって必要となる市施設における調整を行います。

(3) 実証の結果等について、市の行うイベントや配布物等においてPRします。

(4) 技術面での相談を希望する場合は、大学や研究機関等への相談のあっせんを行います。

４ 募集内容

本市において選定した以下の行政課題及び社会課題について、先進技術を活用した解決策を持つ事業者からの提案を募集します。

	区分		課題名	担当部署
1	行政課題		深夜早朝の物流を可視化して、工事中もスムーズな市場を実現したい！	経済局 中央卸売市場北部市場施設課
2			名古屋城エリアの人流解析！ データに基づく観光戦略を	観光文化交流局 観光推進課、名古屋城総合事務所 管理活用課
3			国民健康保険料未納をゼロへ！ 革新的技術で支える安心社会	健康福祉局 保険年金課
4			測量ナレッジの喪失リスクをゼロに！ ベテラン職員の知見をAIに学ばせたい！	緑政土木局 測量調査課
5			過去の設計データをAIで資産化！ 上下水道管の設計業務の効率化プロジェクト	上下水道局 配水設計課、下水設計課
6			接遇向上！職員と市民が笑顔になる先進技術を利用した窓口改革	千種区 千種保健福祉センター 保健管理課
7			地中の水道管・ガス管異常を“即発見”！ 当たり前の学校生活を守りたい！	教育委員会事務局 学校施設課
8			AIで価格予測！給食献立作成の負担を軽減	教育委員会事務局 学校保健課
9	社会課題	グリーン化	こんな場所でも発電できるの？ クリーンなエネルギーで未来を灯そう	環境局 脱炭素社会推進課
10			「もったいない」のその一歩先へ！ 新たな仕組み・技術で食品ロスを減らしたい！	環境局 資源循環推進課
11			美しい緑を未来へ！持続可能な芝生ソリューション	住宅都市局 都心まちづくり課
12		DX	メタバース技術を活用し、効果的な防災啓発を実現！	防災危機管理局 防災企画課
13			技術で実現！駅の案内、もっとスムーズに	交通局 駅務課
14			楽しく話して英語力UP！ 生成AIで中学生の可能性を拓く	教育委員会事務局 義務教育課
15		一般	気軽で楽しい！ワクワクいっぱい！ 新たな子ども会へチャレンジ！	子ども青少年局 青少年家庭課
16			子どもたちの悩みを早期発見・早期対応したい！	教育委員会事務局 子ども応援課

5 応募要件

(1) 応募資格

以下の①及び②を満たす者

①課題に対して、先進技術を活用しその解決策を提案できる事業者

※複数の事業者がグループを組むことにより共同で応募することもできます。
その場合、グループの構成事業者等の中から代表事業者を決めてください。

※個人（個人事業主を除く）での応募はできません。

②次に掲げる要件をすべて満たす事業者

・本市の事業の趣旨を理解し、関係法令等を遵守するもの

・名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(2) 失格規定

次に掲げる事項に該当する者は、応募資格を失うものとします。グループで応募する場合は、いずれかの構成員が該当すれば応募資格を失うものとします。実証候補者決定後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該決定を取り消すものとします。

①虚偽の内容で申請した者

②応募後に(1)応募資格②に規定する要件を満たさないことが認められた者

③選考の公平性に影響を与える行為をした者

④募集要項に違反すると認められる者

⑤その他不正な行為を行ったと認められる者

6 応募の手続き

(1) 提案の受付

①応募方法

ウェブフォームから提案内容をご応募ください。

https://www.hatch-tech-nagoya.jp/solution/application-form/

②受付期間

令和7年6月12日（木）～7月13日（日）

(2) 質問の受付

ウェブフォームからお問い合わせください。

https://www.hatch-tech-nagoya.jp/solution/contact/

7 実証事業者の決定

(1) 審査の流れ

①一次審査

提案内容について、主に先進性・実現性の観点から審査します。必要に応じてヒアリングを実施する場合もあります。

②二次審査

課題の担当部署とのオンライン面接により審査します。

③最終審査

外部有識者を含む審査員に対するプレゼンテーションにより審査します。

・プレゼンテーションはすべてオンラインで実施します。

・プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 20 分程度（説明 5 分、質疑 15 分程度）を予定しています。

【選考基準】

審査項目	内　　容	配点
先進性・独自性	提案する解決策に先進性（技術・サービス）があるか（他のサービスと差別化できる要素を持っているか、行政関連分野で商用化されていないか）	30
	他社が真似できない独自技術を有しているか（知財など）	10
課題理解度・改善効果	テーマを適切に理解し、合理的な解決手法を提案しているか	10
	解決手法により課題に対して高い改善効果が期待できるか	10
社会実装の実現性	実証で終わらず、実装に繋がる可能性のある取組みになっているか（企業、市民、他都市等への展開が可能な技術か）	20
チーム構成・能力	職員と協働してより良いサービス開発を進められる体制が整っているか	10
	実証に合わせて先進技術をカスタマイズできる技術者を擁しているか	10
合　計		100

【地元企業への加点措置】

名古屋市内に（登記簿上の）本店がある場合は 10 点、本店がなく支店や営業所等がある場合は 5 点を加点する。

(2) 実証事業者の決定

・審査内容を踏まえ、これを基に本市が実証事業者を決定します。

・実証事業者数は、行政課題４件程度、社会課題４件程度（グリーン化１件以上、ＤＸ１件以上）を想定しています。

・実証事業者数は、最終的には予算の範囲内で決定します。

・決定結果を速やかに全応募者にメールで通知します。また、実証事業者はウェブサイトで公表します。

８ 基本協定の締結・負担金の交付

(1) 実証申込書の提出

実証事業者の決定後、基本協定締結のために以下の書類をご提出ください。

・実証申込書（様式１）

・実証予算書（様式２）

・提案書（様式３）

(2) 基本協定の締結

上記書類の提出後、「先進技術を活用した社会実証に係る基本協定書」（別紙参照）を本市と締結していただきます。なお、グループで応募した場合は代表事業者と協定を締結していただきます。

(3) 負担金の交付

・協定締結後、速やかに負担金の交付申請を行ってください。

・実証終了後、実績報告を行っていただきます。

・実績報告の内容を審査・確認した後、負担金をお支払いします。

・グループで応募した場合は代表事業者が負担金交付申請、実績報告を行ってください。なお、負担金は代表事業者へお支払いします。

(4) 負担金の限度額

実証にかかる経費（消費税等を含む）の一部を本市が負担します。

行政課題	1 件あたり 150 万円まで
社会課題	1 件あたり 300 万円まで

９ 実証実験

(1) 実証期間

原則として、協定の締結日から令和８年２月28日まで

(2) 情報発信

・実証期間中のうち少なくとも１回、経済局から市政記者クラブ及び名古屋市経済記者クラブ宛てに資料提供を行い、実証実験の内容について取材を誘致します。資料の作成及び取材への立ち合い等にご協力ください。

・実証実験の内容、経過、結果等について、リーフレットやウェブサイト等で広報しますので、原稿等の作成にご協力ください。

・3月に一般の観覧者を募集して報告会を開催する予定です。実証実験の成果について発表していただきますので、ご出席をお願いします。

(3) その他留意事項

・実証実験は委託事業とは異なります。課題担当課と協働して主体的に取り組んでください。

・プロジェクト（課題内容）によって異なりますが、課題担当課との定期ミーティングを毎週１回～隔週１回程度（1時間程度）行うことになります。

・実証実験において、市民が参加する体験イベントやワークショップ等を開催する場合、個人情報の取扱いや事故等の防止対策について課題担当課と十分に調整をしてください。

・本年度の実証実施をもって、次年度以降の導入を保証するものではありません。

10 スケジュール

	名古屋市	応募者
6月12日（木）	提案募集	
6月12日（木） ～7月13日（日）	←	応募書類の提出
7月13日（日）	募集締切	
7月中旬～8月下旬	応募内容の審査 実証事業者の 決定・通知	→
8月下旬	基本協定の締結	
8月下旬～翌年2月	実証の実施	
翌年3月	実証結果の取りまとめ・成果報告	

11 その他

・提案に要する費用はすべて提案者の負担とします。

・提案に関する提出物は返却いたしません。

・提案の受付業務は、本事業の事務局運営を委託している NPO 法人コミュニティリンクが行います。

12 問い合わせ先

【運営事務局】

Hatch Technology NAGOYA 運営事務局

NPO 法人コミュニティリンク

メール：hatchtechnology@communitylink.jp

【主催】

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 次世代産業振興課

電　話：052-972-2418

メール：a2417@keizai.city.nagoya.lg.jp

最終審査の結果、実証事業者として選定された後にご提出いただきます。（8月下旬～9月上旬を予定）

（課題提示型：様式 1）

実　証　申　込　書

令和 7 年　月　日

（宛先）名古屋市長

「Hatch Technology NAGOYA」における課題提示型支援事業について、次のとおり、先進技術を活用した社会実証に申し込みます。

課題名		
□応募法人 □応募グループの代表法人	本店所在地	
	法人名	
	代表者名	
	業種	
	従業員数	
	資本金	
	創業年月日	年　月　日　創業
	ウェブサイト	
担当責任者	部署名	
	氏名	
	連絡先	電話番号
		メール
□市内事業所あり	市内事業所所在地	□本店　□支店、営業所 □その他（　　） 名古屋市　区
□名古屋市内への事業所等の設置意向あり（時期　年以内）		
負担金	□希望する □希望しない	※負担金上限額 行政課題：150 万円 社会課題：300 万円

※グループで応募する場合は、グループ構成員表（様式 1-2）を添付してください。
※名古屋市からの負担金を希望する場合は、実証予算書（様式 2）を提出してください。
※提案書（様式 3）を提出してください。

最終審査の結果、実証事業者として選定された後にご提出いただきます。（8月下旬～9月上旬を予定）　（課題提示型：様式 1-2）

グ　ル　ー　プ　構　成　員　表

構成員	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	業種	
	従業員数	
	資本金	
	創業年月日	年　月　日　創業

構成員	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	業種	
	従業員数	
	資本金	
	創業年月日	年　月　日　創業

構成員	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	業種	
	従業員数	
	資本金	
	創業年月日	年　月　日　創業

構成員	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	業種	
	従業員数	
	資本金	
	創業年月日	年　月　日　創業

最終審査の結果、実証事業者として選定された後にご提出いただきます。（8月下旬～9月上旬を予定）

（課題提示型：様式２）

実 証 予 算 書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	内　　容
１．負担金 ２．事業者負担 ３．その他		名古屋市（負担金）
合　　計	0	

支出の部　　（単位：円）

科　目	予　算　額	内　　容
１．開発費（人件費含） ２．通信運搬費 ３．消耗品費 ４．材料費 ５．旅費交通費 ６．保険料 ７．その他		
合　　計	0	

※内容の詳細については、別途資料を追加して頂いても構いません。

最終審査の結果、実証事業者として選定された後にご提出いただきます。（8月下旬～9月上旬を予定）

（課題提示型：様式 3）

提　案　書

課題名
実証概要（200 字程度）

実証内容

確実に実施する内容
試行する内容

※最終審査会で提案した中で、確実に実施する内容及び実証プロジェクトの中で試行する内容について箇条書きで記載ください。

※実証内容の詳細に関する資料等につきましては別途添付してください。

※資料等の形式や枚数、サイズは問いません。

最終審査の結果、実証事業者として選定された後にご提出いただきます。（8月下旬～9月上旬を予定）

（課題提示型：様式4）

令和　年　月　日

（宛先）名古屋市長

（申請者）

所　在　地

法　人　名

代表者名ﾌﾘｶﾞﾅ

代表者職氏名

生　年　月　日　西暦　年　月　日

名古屋市先進技術社会実証支援事業負担金交付申請書

先進技術を活用した社会実証に係る基本協定書に基づく負担金の交付を受けたいので、先進技術を活用した実証に関する基本協定書第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　事業の目的　　先進技術を活用した社会実証

2　事業の内容

3　負担員申請額　　金○，○○○，○○○円

担当者	
メール	
電　話	

実証終了後にご提出いただきます。（2月～3月を予定）

（課題提示型：様式5）

令和　　年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

（報告者）

所　　在　　地

法　　人　　名

代表者職氏名

名古屋市先進技術社会実証支援事業負担金実績報告書

先進技術を活用した社会実証が終了しましたので、先進技術を活用した実証に関する基本協定書第6条の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

1．実証報告書概要版（様式6）
2．実証報告書（任意様式）
3．実証収支報告（様式7）

担当者	
メール	
電　話	

実証終了後にご提出いただきます。（2月～3月を予定）

（課題提示型：様式 6）

実証報告書 概要版

課題名
実証の概要
実証の成果
今後の展開

※実証報告書（実証内容の詳細に関する資料等）につきましては、別途添付してください。

実証終了後にご提出いただきます。（2月～3月を予定）

（課題提示型：様式７）

実 証 収 支 報 告 書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	決　算　額	内　　容
１．負担金 ２．事業者負担 ３．その他		名古屋市（負担金）
合　　計	0	

支出の部　　（単位：円）

科　目	決　算　額	内　　容
１．開発費（人件費含） ２．通信運搬費 ３．消耗品費 ４．材料費 ５．旅費交通費 ６．保険料 ７．その他		
合　　計	0	

※内容の詳細については、別途資料を追加して頂いても構いません。

先進技術を活用した社会実証に係る基本協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と法人名称（以下「乙」という。）は、先進技術を活用した社会実証「課　　題　　名」（以下「実証プロジェクト」という。）において、乙より令和７年●月●日付で提出のあった実証申込書一式に記載されている社会実証の実施に係る基本的事項について、次のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、社会実証を円滑に実施するための甲及び乙の義務について定めることを目的とする。

（実証プロジェクトの実施）

第２条　乙は、実証プロジェクトについて、実証申込書一式の内容に従い、誠実に実施しなければならない。

２　乙は、甲の承諾がない限り、実証申込書一式の内容を変更してはならない。

３　甲は、乙に対し、必要と認めるものについて、実証申込書一式の修正等を求めることができる。

４　乙は、実証申込書一式に含まれないものであっても、実証プロジェクトの内容向上に資すると考えられるものについては、甲に対し、実証申込書一式に反映することを申し入れることができる。

５　前項に定めるものの他、乙は、実証プロジェクトの実施に際して、疑義が生じたときは、速やかに甲との間で協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

（実証期間）

第３条　実証期間は、本協定の締結日から令和８年２月28日までとする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、同意したときは、令和８年３月31日まで延長することができる。

（費用の負担）

第４条　実証プロジェクトの実施に要する費用のうち、甲は負担金●●●千円を上限として負担するものとする。

行政課題：1,500千円
社会課題：3,000千円

（負担金の交付申請）

第５条　乙は、前条に規定する負担金の交付を受けようとするときは、本協定を締結した後、速やかに名古屋市先進技術社会実証支援事業負担金交付申請書（様式４）を甲に提出しなければならない。

（実績報告）

第６条　乙は、実証プロジェクト終了後、次の各号のとおり、実証報告書を作成し、甲の指定する期限までに提出しなければならない。なお、提出のあった実証報告書一式の著作権は、甲に帰属するものとする。

(1) 名古屋市先進技術社会実証支援事業負担金実績報告書（様式５）

(2) 実証報告書概要版（様式６）

(3) 実証報告書（任意様式）

(4) 実証収支報告書（様式７）

(5) その他甲が必要と認める書類

２　甲は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、内容を確認した上で負担金額を確定し、乙に通知するものとする。

３　乙は、前項において確定した負担金の支払いを受けようとするときは、請求書を甲に提出しなければならない。

４　前項の規定に関わらず、甲が認めた場合に限り、地方自治法施行令第 162 条第３号の規定により、概算払の方法により支払うものとする。

５　甲は、概算払の方法で負担金の支払いした場合において、第２項の規定により負担金の額を確定し、精算残額が生じたと認められるときには、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（甲に対する通知義務）

第７条　乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知するとともに、実証プロジェクトの実施に関して、速やかに甲と協議をしなければならない。

(1) 住所、名称、定款若しくは、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(2) 解散し、若しくは合併したとき又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。

（成果物の使用）

第８条　乙が実証プロジェクトを実施する過程において又は結果として生じた成果物については、第４条に定める基本協定有効期間において、甲は無償で使用できるものとする。

（原状復帰）

第９条　乙は、実証プロジェクトの実施にあたり、市の施設等に何らかの変更を施した場合は、実証プロジェクト終了後、速やかに原状復帰をしなければならない。

２　乙は、実証プロジェクトの実施にあたり、甲から提供された情報や物品等について、実証プロジェクト終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（法令の遵守）

第10条　乙は、実証プロジェクトの実施にあたり、本協定の定めのほか、関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第11条　乙の役員若しくは実証プロジェクトの実施に従事する従業員又は乙の構成員であった者は、実証プロジェクトの実施に関し知り得た秘密（秘密とは、甲が乙に提供又は開示した情報のうち、提供又は開示の際に甲が秘密である旨を明示した一切の情報をいう。以下同じ。）を漏らしてはならない。

２　乙は、実証プロジェクトの一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

３　乙は、本協定の有効期間終了後及び解除後も、実証プロジェクトの実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（情報取扱の特記事項）

第12条　乙は、実証プロジェクトの実施にあたり、別紙の「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

（暴力団の排除）

第13条　乙が、本協定の締結後、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年１月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）における排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）となったとき、又は本協定を締結した当時に排除措置対象法人等であったことが判明したときには、本協定を解除するものとする。

２　乙は、前項に規定する排除措置対象法人等に、実証プロジェクトの一部を請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

（基本協定有効期間）

第14条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和８年３月31日までとする。

（基本協定の解除権）

第15条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合など事情変更により特別の必要が生じたときは、協議の上、本協定を解約することができる。

(1) 天災地変その他本覚書締結後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 本協定の締結後生じた事情の変更により、乙が事業等を遂行することができない場合（乙の責に帰すべき事情による場合を除く。）。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(3) 本協定の各条項に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しない場合。

（損害賠償）
第16条　乙は、実証プロジェクトの実施により、故意又は過失によって甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

（管轄裁判所）
第17条　本協定に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他の事項）
第18条　本協定に定めのない事項については、速やかに甲と協議の上、その処理にあたること。また、実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年●月●日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広沢　一郎　市長印

乙　所在地　●●県●●市●●区●●町●丁目●番●号
法人名　株式会社●●●●
代表者職・氏名　代表取締役　●●　●●　代表者印

別紙

（基本事項）

第１　乙は、市の保有する情報の取扱いについて、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第２　乙は、実証プロジェクトを履行するに当たり、当該実証プロジェクトに係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和４年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第３　乙は、実証プロジェクトに関して知り得た市の保有する情報（甲が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第４　乙は、実証プロジェクトを履行するために、個人情報（保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、実証プロジェクトを履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第５　乙及び実証プロジェクトに従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は実証プロジェクトの目的外に使用してはならない。

２　前項の規定は、本協定の終了（本協定を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（委託等の制限）

第６　乙は、実証プロジェクトの一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、市の保有する情報の取扱いに関し、本協定において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第７　乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第８　乙は、市の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

２　乙は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなった

ときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第９　市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

２　乙は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10　乙は、甲が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

２　乙は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11　乙は、実証プロジェクトに従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

２　乙は、実証プロジェクトが個人情報を取り扱う内容である場合、実証プロジェクトに従事している者に対し、保護法（乙が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

３　乙は、実証プロジェクトに従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

４　乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、実証プロジェクトに従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12　甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第１項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第２項の規定に基づきその旨を公表すること。

２　前項第２号及び第３号の規定は、本協定の終了後においても適用するものとする。